

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月30日
【会社名】	シンワアートオークション株式会社
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区有明三丁目7番26号
【電話番号】	03(3520)0066(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,980,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 655,480,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	200個（新株予約権1個につき50株）
発行価額の総額	2,980,000円
発行価格	新株予約権1個につき14,900円（新株予約権の目的である株式1株当たり298円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年6月17日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	シンワアートオークション株式会社 総務人事部 東京都江東区有明三丁目7番26号
払込期日	平成25年6月17日（月）
割当日	平成25年6月17日（月）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 銀座通支店

（注）1．第7回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成25年5月30日（木）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	シンワアートオークション株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式制度は採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式10,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は50株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、係る調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、65,250円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>655,480,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の割当株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成25年6月17日から平成27年6月16日(但し、平成27年6月16日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 シンワアートオークション株式会社 総務人事部 東京都江東区有明三丁目7番26号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 銀座通支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p>

	<p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」という。）に基づき、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（係る場合を以下、「条件成就」という。）、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」という。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（84,825円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の金融商品取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（97,875円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の金融商品取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7取引日（条件成就の日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）と当社代表取締役社長である倉田陽一郎及び当社の大株主である株式会社アセットマネジメントが締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大4,168株）とすることとしております。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、係る行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行、株式の交付方法

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
655,480,000	11,050,000	644,430,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(2,980,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(652,500,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権の発行に伴う弁護士報酬及び価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用1,500,000円(弁護士法人漆間総合法律事務所 東京都千代田区丸の内2-4-1)、新株予約権評価関連費用3,000,000円及び発行サポート関連費用2,000,000円(株式会社ブルーラス・コンサルティング 東京都港区赤坂2-17-22 代表取締役 野口真人)、登記関連費用3,000,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)1,550,000円となります。直接金融による資金調達にあたっては、当該費用の支出は必然であることから、当該費用の支出は合理的なものと判断しております。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
エーベック株式会社による再生可能エネルギー関連事業 第一プロジェクト 第一期及び第二期工事敷設費用 : 150百万円 第二プロジェクト準備資金 : 40百万円 運転資金 : 10百万円	200	平成25年7月～12月
シンワメディカル株式会社による医療機関向け支援事業 医療機関向けファクタリング : 200百万円 医療機関向け緊急財務支援 : 50百万円	250	平成25年7月～12月
戦略的在庫商品確保のための資金	194	平成25年7月～ 平成26年5月

調達資金約644百万円は、主として以下の新規事業の推進及び経営基盤強化のための事業資金の一部に充当する予定であります。

エーベック株式会社(以下「エーベック」という。)による再生可能エネルギー関連事業のための投資: 200百万円

当社は、平成25年1月21日の当社株主及び機関投資家向け説明会で公表したとおり、事業環境の変化に対応するため、新規事業を含む今後5カ年にわたる中期経営計画を策定しており、平成25年4月18日付「エーベック株式会社の株式の取得(子会社化)及び新規事業の開始に関するお知らせ」に記載のとおり、中期経営計画の一環として、新しい分野である再生可能エネルギー関連事業への進出を選定いたしました。他方で、海外の大手オークション会社では不動産専門の部門があり、多くの高額不動産物件を取り扱うことで収益を上げていることから、当社は、中期経営計画策定にあたって、当社の不動産関連事業への進出の可能性に関し独自のリサーチを行ったところ、当社の顧客層において単なる不動産物件の取り扱いではなく、付加価値の高い不動産事業に対する投資意欲が非常に高いことが判明しました。そこで、当社は、既に進出を選定した付加価値の高い再生可能エネルギー関連事業とこれらの付加価値の高い不動産事業に対する投資意欲とを結び付けることにより収益性を確保すべくその実行策を模索している中、当時のエーベック代表取締役である高橋隆敏氏から当社の事業構想に賛同を得ることができました。

エーベックは、高橋隆敏氏より平成24年9月19日に設立された、再生可能エネルギー関連事業を主な事業目的とする株式会社であります。高橋隆敏氏は、発電管理システム等の特許を取得する目的でエーベックを設立しており、現在、発電管理システム等をはじめとする数件の特許を申請中です。その後の同氏との打ち合わせを重ねる中で、子会社設立による新規事業の開始よりも、設立間もない時点からすでに再生可能エネルギー関連事業を行っており、関連する特許技術の申請を行なっているエーベックを取得する方が当社の収益に早期に寄与できると考えた結果、平

成25年4月18日開催の当社取締役会決議により、当社は同日付でエーベックの全株式を取得し、当社の完全子会社といたしました。（高橋隆敏氏は、現在エーベックの監査役であります。）

現在、エーベックは、ソーラー発電施設の分譲販売及び電力会社への売電事業の開始を計画しておりますが、そのための用地を早急に確保し、ソーラー発電施設を短期間で敷設することにより競争力を高めることが出来ると考えております。エーベックは富裕層向けの小型発電施設の開発・分譲を進める計画であります。まず第一プロジェクトとして7,000坪程度の土地を取得し、その一画に第一期及び第二期工事として50キロワット級の小型発電施設を10ユニット（最終的には35ユニット）敷設する計画です。これら用地取得費用及び第一期及び第二期工事10ユニットのうち第一期の5ユニット分の敷設にかかる費用及び第二期の5ユニット分の敷設にかかる初期費用として150百万円、その後、第二プロジェクトとして50キロワット級の発電施設100ユニットの開発のための用地取得費用の一部及び準備費として40百万円、その間の同社の運転資金として10百万円を充当する予定であります。

なお、第一期工事5ユニットは平成25年8月の完工を計画しており、その後同年12月までを目標にこれを分譲販売し、資金の回収を行い、第一プロジェクトの残ユニットの敷設にかかる費用に充当する予定であります。完工後、分譲までの期間においては、売電収入を得ることもできます。また、分譲販売の実績による収益の獲得により、金融機関借入等による資金調達も可能になると考えます。従いまして、初期敷設10ユニットの早期の完工が、その後の計画の遂行のために極めて重要であることから、本新株予約権の行使により調達される資金は、本資金使途に優先して充当することといたします。

シンワメディカル株式会社（以下「シンワメディカル」という。）による医療機関向け支援事業のための投資：
250百万円

シンワメディカルは、当社の中期経営計画の一環として、医療機関向け支援事業を推進することを目的として平成25年4月24日に設立した当社の子会社であり、当社が70%を出資しております。

当該事業への進出にあたっては、当社顧客の職業別分類上、医療関係従事者の割合が相当程度あり、富裕層マーケティングとして当社がこれまで培ってまいりましたノウハウやデータの活用を見込むことができ、また、シンワメディカルが構築する医療機関向けサービスのネットワークは、新規顧客の既存のオークション事業への誘導という相乗効果が見込めることがあり、将来の当社グループ全体の顧客基盤と収益に大きく貢献するものと確信しております。

現在、シンワメディカルでは、医療機関の診療報酬債権の買い取りを行い、資金繰りを改善することを目的とした医療機関向けファクタリングの需要が相当程度見込める状況にあることから、既に診療報酬債権買い取りの具体的な折衝を開始しております。さらに、そのデューデリジェンスの過程で短期の運転資金不足で緊急財務支援を必要とするケースも見受けられることから、シンワメディカルの医療機関向け支援事業の第一弾として、収益に直結するという観点より、医療機関向けファクタリングのための資金として200百万円、医療機関向け緊急財務支援のための資金として50百万円を充当する予定であります。

なお、本資金使途に対しましては、本新株予約権の行使による調達資金の状況を見ながら可能な限り早期に資金を充当し、ファクタリング実施を進めてまいります。

戦略的在庫商品確保のための資金：194百万円

下記「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] c . 割当予定先の選定理由 (2) 本新株予約権の発行の目的及び理由」のとおり、当社は中期経営計画の中で「日本近代美術再生プロジェクト」と題し、日本の近代美術の再評価と価値付けを今まで以上に積極的に行っていくことを謳っておりますが、そのためには、当社がマーケットメーカーとして機能し、日本に大規模で安定的な美術市場のプラットフォームを構築する必要があります。具体的には、まず長期間にわたる国内経済の停滞によって、ピーク時の20分の1以下にまで縮小してしまった美術品取引市場を再び成長軌道に乗せる事が必要です。市場においては、高額作品の取引価格が再び上昇する事で、市場全体の相場を押し上げる効果があり、さらに市場参加者が増えるという好循環が生まれるものと思えます。平成25年2月発売の美術雑誌「月刊美術3月号」（発売＝(株)実業の日本社）集計による平成24年1年間のオークション落札実績で、国内主要オークション8社中、当社は10,000千円以上落札数で28.7%、20,000千円以上落札数では41.4%を占め、国内において高額で質の高い作品を主力とするオークション会社として当社は美術品取引業界に認知されており、当社のオークションにおける実績が相場形成に極めて大きな影響を与えると考えます。即ち、当社が安定的な実績を上げることで市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事が可能となります。この目標達成のためにも、当社のオークション事業そのものの収益力を強化し、圧倒的な資金力をもって日本近代美術市場を下支えしていくことが必要ですが、上記の新規事業の推進による収益力の強化と並行して、オークション事業そのものについても段階的な資本増強が必要となります。早期にマーケットメーカーとしての機能を確立するための施策として、現在のインフレ期待の状況に鑑みて、まずは、最も早い段階で価格の上昇が見られるであろう優良作品をいち早く確保する事を急務とし、横山大観や岸田劉生等、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を数点購入したいと考えておりますが、美術品という商品の性格上、定価があるものではなく、また同じ作品は二つと存在しません。報道等にもしばしば見られるとおり、希少な作品については億

円単位で取引されることもあります。当然そのような作品を確保するためには相応の資金も必要となり、そのための取得資金として194百万円を充当する予定であります。作品取得後は、通常の在庫商品の取得とは異なり、すぐに販売するのではなく、作品ごとに、販売時期、価格及び販売先に関して当社の理想とする最良の環境での販売を考えており、その環境が整うまでは当社で保有することを予定しておりますが、その保有期間につきましては、現時点では未定です。従いまして、長期保有を目的とした在庫商品との位置付けから、この度の資金調達による資金を充当したいと考えております。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ることで、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まないことが考えられます。その場合は、短期的なつなぎの資金調達等も視野に入れ、可能な限り計画通り事業を進めていく考えであります。

また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、上記事業計画の内容について変更する場合があります。その場合は、経費削減等による資金の確保、及び事業計画の見直しを行うとともに、時々々の金利水準、資本コストの変動等を勘案しながら他の方法による資金調達で充当していく考えであります。

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の経営方針や事業内容、中期経営計画を理解いただき、尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成25年5月30日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業21社に対して、第三者割当による新株式及び新株予約権の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、下記「(3) 本資金調達方法を選択した理由」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、当社が当社の筆頭株主となりますが、当社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことをご表明頂いております。

(2) 本新株予約権の発行の目的及び理由

これまで当社は、24年にわたり日本国内におけるオークション市場の拡大を目指してまいりました。しかしながら、現在の当社を取り巻く事業環境は、長期間にわたるデフレ、国内経済の停滞により、悪化の一途を辿っております。特に近年、オークションへの出品が急速に低迷しており、その影響は高額品ばかりか低価格帯にまで及んでおります。

今般の政権交代によるインフレ目標政策は、中期的には当社にとって大変有利に働くものと期待を寄せております。しかしながら、日本経済がインフレに完全に転換するまでは、日本の高額品取引市場の成長には限界があると判断するにいたっております。このまま美術品取引市場が縮小してまいりますと、世界の中で、日本市場は大きく立ち後れる状況になるばかりでなく、日本の美術そのものが歴史から消えてしまうのではないかという強い危機感をもっております。

関係者の奮闘にもかかわらず、美術品の取引価格は低迷しております。美術品の経済的尺度と芸術的価値は直接リンクはしていないものの、経済的尺度は決して無視できるものではありません。日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を市場に発信できるのは当社しかないものと自負し、当社はこれまでに培ってきた人材、経営資源、経験、データのすべてを活かし、責任をもって日本の近代美術を価値付けしていくことを主たる目的として、この度、今後5カ年にわたる中期経営計画を策定し、平成25年1月21日の当社株主及び機関投資家向け説明会で公表いたしました。

その中で、「日本近代美術再生プロジェクト」と題し、日本の近代美術の再評価と価値付けを今まで以上に積極的にやっていくことを謳っておりますが、そのためには、当社がマーケットメーカーとして機能し、日本に大規模で安定的な美術市場のプラットフォームを構築する必要があります。具体的には、まず長期間にわたる国内経済の停滞によって、ピーク時の20分の1以下にまで縮小してしまった美術品取引市場を再び成長軌道に乗せる事が必要です。市場においては、高額作品の取引価格が再び上昇する事で、市場全体の相場を押し上げる効果があり、さらに市場参加者が増えるという好循環が生まれるものと思います。平成25年2月発売の美術雑誌「月刊美術3月号」（発売＝㈱実業の日本社）集計による平成24年1年間のオークション落札実績で、国内主要オークション8社中、当社は10,000千円以上落札数で28.7%、20,000千円以上落札数では41.4%を占め、国内において高額で質の高い作品を主力とするオークション会社として当社は美術品取引業界に認知されており、当社のオークションにおける実績が相場形成に極めて大きな影響を与えると考えます。即ち、当社が安定的な実績を上げることで市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事が可能となります。この目標達成のためにも、当社のオークション事業そのものの収益力を強化し、圧倒的な資金力をもって日本近代美術市場を下支えしていくことが必要ですが、未だ外的要因に大きく左右されるオークション事業からの収益のみに頼ることは困難な状況であります。

従いまして、当社が今まで全く手掛けてこなかった外的要因の影響を比較的受けにくい、新しい事業により継続企業としての安定的な収益源を確保することは、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの共通の利益になるものと判断いたしました。当社は、今後の5カ年を第二の創業期と位置付け、上場企業としてのブランドを活かし、新しい事業分野への進出、様々な事業主体との提携、あらゆる方法を駆使しての積極的な資金調達を含めた成長戦略に転換し、事業の成長と収益の向上による企業価値の増大を目指してまいります。また、中期経営計画を実行していくにあたり、特に収益に直結しやすい事業を先行して手掛けていくことで、将来にわたる収益の源泉を確保することにより、中期的な財務上の課題の具体的解決を図ることを最優先に考えております。

この取組みを実行する資金を調達する手段として、当社は、本日（平成25年5月30日）開催の当社取締役会において、本新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

当社は、中期経営計画の中で、当社の富裕層ネットワークを最大限駆使することができる分野での事業を検討しております。その中でも特に、短期的に安定的な収益を得られる事業という視点から各事業分野における想定する事業モデルを検討した結果、付加価値不動産事業及び医療分野（ホスピタルネットワーク）の市場ニーズが他の事業分野に比べて高いことから、この2分野にかかわる事業を開始し、必要資金を投入したいと考えております。これらの事業を他の分野の事業に先行させ、また中期経営計画を確実に実現していくことにより、第25期以降の収益確保の実効性を高め、中期的には次の事業への資金獲得につながるものと考えております。また、当社の主たる事業であるオークション事業においては、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を戦略的在庫商品として積極的に確保し、取引を通じて当社が日本の近代美術の再評価と価値付けに時間をかけて取り組んでいくことで、日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を通じて当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

具体的には、調達される資金を 当社の子会社であるエーペックによる高付加価値の不動産関連事業となる再生可能エネルギー関連事業資金 当社の子会社であるシンワメディカルによる医療機関向け支援事業資金 当社における日本の近代美術の再評価と価値の安定化のための戦略的在庫商品確保のための資金に充当して、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の皆様利益に資するものと考えております。

(3) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率及

び利益率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資は、調達に要する時間及びコストが第三者割当による株式及び新株予約権の発行より多くかかること、また、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

また、第三者割当による新株式の発行につきましても、当社の経営環境・事業方針及び資金調達目的に関し理解をいただいている方々を中心に検討を行いました。直近での急激な当社株価の上昇傾向により、一定規模での引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、早期の業績の拡大を図るため事業の多角化及び強化を目指しており、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点は、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、株式流動性の向上に寄与するために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

1．株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われない意向である旨の表明を受けております。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成25年5月30日）時点における当社発行済株式総数（59,069株）の10%（5,907株）を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

2．流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式数は、当社発行済株式総数の16.93%（10,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

3．資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額（発行価額）と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、一定の条件のもと他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

4．行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「(4)エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使されることで調達する資金を上記「(2)本新株予約権の発行の目的及び理由」記載の通り活用することで事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実に行うことで永続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

(4) エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額及び対象株式数の双方を固定しており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、既存株主の皆様の株主価値の希薄化につきましては限定的なスキームとなっております。発行当初から行使価額は65,250円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から10,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10取引日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の金融商品取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の金融商品取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は直近7取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社代表取締役社長である倉田陽一郎及び当社の大株主である株式会社アセットマネジメントと締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大4,168株）とすることとしております。

行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成25年5月30日）時点における当社発行済株式総数（59,069株）の10%（5,907株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することが可能となります。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は10,000株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の入出金明細及び残高証明の帳票の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、当社は、平成24年2月1日から平成25年1月31日に係るマイルストーン社の第1期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が2,766百万円、営業利益が49百万円、経常利益が58百万円、当期純利益が76百万円、純資産が96百万円、総資産が924百万円であることを確認し、また、当社はマイルストーン社の預金口座の入金明細及び残高証明の帳票の写しを受領し、平成25年5月9日現在の預金残高が585百万円であることを確認いたしました。

なお、当社が確認したマイルストーン社の預金残高は、本新株予約権の発行及び行使にかかる払込総額655百万円には足りませんが、マイルストーン社においては、基本的に新株予約権の行使を行い、上記「第1 [募集要項] 1 [新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）]（2） [新株予約権の内容等] 注1 本新株予約権の行使指示」に記載した株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社代表取締役社長である倉田陽一郎及び当社の大株主である株式会社アセットマネジメントとの間で、平成25年6月6日から平成27年6月16日と本新株予約権の全部が行使された日より14日が経過する日のうちいずれか早い方の日までの期間において当社普通株式4,168株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。さらに、本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成25年5月30日）時点における当社発行済株式総数（59,069株）の10%（5,907株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されていることから、マイルストーン社は、その範囲内でしか本新株予約権の行使を行うことができず、これにより、一時に大量の資金が必要になることはありません。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行及び行使にかかる払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g．割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、同社の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼し、割当予定先であるマイルストーン社、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当しないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング（東京都港区赤坂2-17-22 代表取締役 野口真人）による評価書を参考に、第7回新株予約権の1個当たりの払込金額を14,900円（1株当たり298円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成25年5月29日）の金融商品取引所における普通取引の終値72,500円を参考として1株65,250円（ディスカウント率10.00%）に決定いたしました。

た。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、平成25年2月以降の当社普通株式の終値及び出来高が上昇している（平成25年1月以降の当社普通株式の月毎の終値平均及び月毎の1日当たりの出来高の平均は、平成25年1月31,913円・114株が、同年2月51,813円・909株、同年3月53,725円・1,511株、同年4月68,548円・2,029株となっております。）ことを勘案し、本新株予約権を行使しやすい環境を整えることで、資金調達のスPEEDと確実性を上げて、その資金を前述の各事業に投入し、早期に事業の拡大へつなげることが、ステークホルダーにとっての最善の方法であると判断し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均77,095円に対する乖離率は15.36%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均66,282円に対する乖離率は1.56%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均51,414円に対する乖離率は26.91%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するよりも、平成25年4月11日付「平成25年5月期第3四半期決算短信」及び同日付の「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」において公表した直近の決算状況を反映して形成されている取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

さらに、この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、当社取締役会は、これらの事情を勘案の上、本新株予約権の発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権の発行条件を勘案した結果、本新株予約権の発行価額については、適正かつ妥当であり、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また、当社監査役全員は、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見を述べております。

本新株予約権の行使による発行株式数は10,000株であり、平成25年5月30日現在の当社発行済株式総数59,069株に対し16.93%（平成25年5月30日現在の当社議決権個数50,471個に対しては19.81%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、現在のように厳しい経営環境の中でも中期経営計画を着実に実行していくにあたり、将来にわたる収益の源泉を早期に確保するためには、前述のとおり、まず、エーベックによる再生可能エネルギー関連事業及びシンワメディカルによる医療機関向け支援事業の新規事業開発の推進のための資金の確保が必要であり、同時に、当社の主たる事業であるオークション事業においては日本の近代美術の再評価と価値付けに一刻も早く着手する必要があるため、日本の近代美術の再評価と価値の安定化のための戦略的在庫商品確保も並行して行っていく必要があります。そのため資金の確保が急務であります。これら3事業において継続的安定的に収益を計上する企業集団へとなるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

また、前述の「エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり65,250円であります。これは平成24年5月期の1株当たり純資産25,126.54円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成24年5月期1,393.79円、平成23年5月期2,389.34円、平成22年5月期5,095.78円となっております。調達した資金をエーベックによる高付加価値の不動産関連事業となる再生可能エネルギー関連事業資金、シンワメディカルによる医療機関向け支援事業資金、当社における日本の近代美術の再評価と価値の安定化のための戦略的在庫商品確保のための資金に充当し、当社の業績の拡大を図り、1株当たり当期純利益の向上を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有株式 数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
マイルストーン・キャ ピタル・マネジメント 株式会社	東京都港区赤坂2-17-22	-	-	(注) 2 (注) 4 10,000	16.54%
J Pモルガン・アセッ ト・マネジメント株式 会社	東京都千代田区丸の内 2-7-3 東京ビルディング	5,028	9.96%	(注) 1 5,028	8.31%
株式会社ジャパンヘル スサミット	宮城県仙台市青葉区本町 2-14-24	3,285	6.51%	3,285	5.43%
株式会社アセットマネ ジメント	愛知県名古屋市中区主税 町4-85	2,900	5.75%	2,900	4.80%
梶月 啓左	京都府京都市北区	2,395	4.75%	(注) 1 2,395	3.96%
水谷 大	東京都港区	2,298	4.55%	(注) 1 2,298	3.80%
D I A Mアセットマネ ジメント株式会社	東京都千代田区丸の内 3-3-1	2,000	3.96%	(注) 1 2,000	3.31%
山村 昌康	東京都品川区	1,928	3.82%	(注) 1 1,928	3.19%
株式会社ヤング開発流 通	兵庫県高砂市米田町島2	1,715	3.40%	1,715	2.84%
株式会社泰明画廊	東京都中央区銀座7-3-5	1,440	2.85%	1,440	2.38%
計	-	22,989	45.55%	32,989	54.55%

(注) 1 . 平成24年11月30日現在の株主名簿及び平成25年5月29日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき、当社にて想定した所有株式数を記載しております。

2 . 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、上記(注)1の数値に、マイルストーン社に割当てる予定の本新株予約権の目的である株式の総数10,000株(議決権10,000個)を加えて算定しております。なお、上記のとおり、本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(平成25年5月30日)時点における当社発行済株式総数(59,069株)の10%(5,907株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

3 . 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4 . 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書及び四半期報告書（第24期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況」「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、以下の見出しに付された項目番号は第23期有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況」「事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

6. 事業戦略について

戦略的在庫商品の保有について

当社オークションにおいて安定的な実績を上げることにより、市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事を目標に、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を数点購入し、戦略的在庫として保有し、作品ごとに、販売時期、価格及び販売先に関して当社の理想とする最良の環境での販売を考えており、その環境が整うまでは当社で保有することを予定しております。当社は、平成25年5月30日開催の当社取締役会において、マイルストーン社を割当予定先とする第7回新株予約権の発行を決議し、本新株予約権行使による調達資金のうち、194百万円を、当社戦略的在庫商品の確保のための資金に充当する予定であります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まない可能性があります。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、金融機関等からの借り入れ等他の資金調達手段を検討し資金確保を行い、可能な限り当初の計画通り当該事業を進めていく考えであります。最終的に事業計画の見直しを余儀なくされる可能性があります。

戦略的在庫商品の購入後は、経済環境や美術品取引市場の著しい変動により、保有する戦略的在庫商品の評価の見直しを迫られる可能性があります。また、販売が当初の計画通り進まず、保有期間の長期化による資金の固定化や、予想していた販売収益が得られない可能性があります。また美術品の商品としての性格上、戦略的在庫として想定する作品の数は限定的であり、購入が計画通りに進まない可能性があります。

7. 新規事業について

(1) エーベックによる高付加価値の不動産関連事業となる再生可能エネルギー関連事業

当社は、平成25年5月30日開催の当社取締役会において、マイルストーン社を割当予定先とする第7回新株予約権の発行を決議いたしました。本新株予約権行使による調達資金のうち、200百万円を、当社の子会社であるエーベックのソーラー発電施設の分譲販売及び電力会社への売電事業のための資金に充当する予定であります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まない可能性があります。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、当社といたしましても、短期的なつなぎの資金の投入等により、可能な限り当初の計画通り当該事業を進めていく考えであります。最終的に事業計画の見直しを余儀なくされる可能性があります。

また、事業開始後のリスクとして、ソーラー発電施設を設置・分譲するための用地取得が当初の計画通りに進まない可能性があり、用地取得後においても、設置したソーラー発電施設の分譲販売が当初の予定通り進まない可能性があります。これらの要因により、当該事業による収益の拡大が進まず、次の計画への資金が調達できないことから、事業計画そのもの見直しを迫られる可能性があり、また、予定していた投資効果が得られない可能性があります。

(2) シンワメディカルによる医療機関向け支援事業

当社は、平成25年5月30日開催の当社取締役会において、マイルストーン社を割当予定先とする第7回新株予約権の発行を決議いたしました。本新株予約権行使による調達資金のうち、250百万円を、当社の子会社であるシンワメディカルの医療機関向けファクタリング及び医療機関向け緊急財務支援のための資金に充当する予定であります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まない可能性があります。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、当社といたしましても、短期的なつなぎの資金の投入等により、可能な限り当初の計画通り当該事業を進めていく考えであります。最終的に事業計画の見直しを余儀なくされる可能性があります。

また、事業開始後のリスクとして、ファクタリング契約締結及び医療機関向けの緊急財務支援は、相手先医療機関のデューデリジェンスの後、シンワメディカルが実行の是非を個別に判断するものであり、デューデリジェンスの結果及びシンワメディカルの判断基準次第ではファクタリング契約数が伸び悩み、或いは医療機関向けの緊急財務支援が実行されない可能性があります。またファクタリング契約締結後においても、診療報酬債権の請求先である健康組合等がデフォルトした場合には、診療報酬債権を回収出来ない可能性があります。その場合には、追加資金を投入せざるを得ませんが、その場合当社の財務状況に影響を与える可能性があります。

さらに、事業開始後一定の実績を積んだ後は、金融機関等からの借入れにより、ファクタリング金額の増額を計画しておりますが、借入が思うように進まない場合には、当該事業による収益の拡大が当初の計画通り進まず、予定していた投資効果が得られない可能性があります。

2. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の第23期有価証券報告書に記載された資本金等について、当該有価証券報告書の提出日（平成24年8月31日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月30日）までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年2月20日～ 平成25年5月8日 (注)	640	59,069	7,816	792,971	7,816	397,721

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第23期有価証券報告書の提出日（平成24年8月31日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年5月30日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成24年9月3日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成24年8月30日開催の当社第23回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年8月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第23期期末配当に関し、当社普通株式1株につき金450円とする。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、石井一輝氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、羽佐田信治氏を選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役5名及び監査役3名に対し、役員賞与総額16,422,964円（取締役分14,247,964円、監査役分2,175,000円）を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） （注）3
第1号議案	31,637	30	0	（注）1	可決（97.65%）
第2号議案	31,620	47	0	（注）2	可決（97.60%）
第3号議案	31,634	33	0	（注）2	可決（97.64%）
第4号議案	31,488	179	0	（注）1	可決（97.19%）

（注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 賛成の割合の計算方法

本総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席分のうち、各議案の賛否に関して賛成の意思表示を確認することができた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して賛成の意思表示を確認することができた議決権の数を合計したことにより、各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の意思表示を確認することができていない議決権の数は加算していません。

(平成24年9月3日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの

株式会社シンワアートホールディングス

2. 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	10,800個	19.52%
異動後	2,400個	4.82%

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権に対する割合は、平成24年5月31日現在の総株主等の議決権の数55,331個を基準に算定しております。

2. 異動後の総株主等の議決権に対する割合は、上記総株主等の議決権の数(55,331個)より、平成24年8月29日実施の大阪証券取引所のJ-NET市場における終値取引による自己株式の買付けにより取得した自己株式の議決権の数(5,500個)を控除した49,831個を基準に算定しております。

3. 総株主等の議決権に対する割合については、小数第三位を四捨五入しております。

3. 当該異動の年月日

平成24年8月29日

4. その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 785,155,118円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 普通株式 58,429株

（平成24年12月13日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動があり、平成24年12月13日開催の監査役会において、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

就任する監査公認会計士等

UHY東京監査法人

退任する監査公認会計士等

新日本有限責任監査法人

(2) 異動の年月日

平成24年12月13日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成24年8月30日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、これまで全社的なコスト削減を進めて参りましたが、今般会計監査人の監査報酬につきましても、当社の事業規模にあった今後の報酬水準を検討した結果、現会計監査人との監査及び四半期レビュー契約を解除することで合意に至りました。これに伴い、当社の会計監査人が不在になることを回避するため、平成24年12月13日開催の監査役会において、UHY東京監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。

(6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 第23期	自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日	平成24年 8 月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 第24期第 3 四半期	自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 2 月28日	平成25年 4 月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年4月12日

シンワアートオークション株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 車田 英樹 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鹿目 達也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間(平成24年12月1日から平成25年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年6月1日から平成25年2月28日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成25年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成24年5月31日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成24年4月13日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成24年8月31日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年8月31日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝口 隆弘 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 勝也 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成24年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シンワアートオークション株式会社の平成24年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、シンワアートオークション株式会社が平成24年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が財務諸表に添付する形で、別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。